

平成22年6月10日  
議会運営委員会

## 議員提出議案（条例案）一覧

平成22年6月定例会

	件名	原案提出	備考
1	名古屋市公開事業審査の実施に関する条例（案）	民主	
2	議会審議活性化促進条例（案）	自民	
3	予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（案）	公明	
4	名古屋市議会の議員の議員報酬の額を市民参加・市民公開で検討し定める条例（案）	共産	
5	名古屋市住宅リフォーム助成条例（案）	共産	



## 名古屋市公開事業審査の実施に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の事務執行の透明性と有効性の確保を図るとともに、市政に民意を反映するため、事業審査の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 施策を実施するための個々の方策その他これに類するものをいう。
- (2) 事業審査 事務事業について、有効性、効率性その他必要な視点から点検、検証を行い、その必要性の有無及び実施主体のあり方等について審査を行うことをいう。
- (3) 審査人 事業審査において、前号の審査を行う者をいう。

### (事業審査の実施)

第3条 市長は、事業審査の実施に当たっては、事業審査の対象とする事務事業、審査人、審査を行う時期その他必要な事項を定めるものとする。

- 2 市長は、議会が事業審査の対象とする事務事業を選定し、事業審査の実施を求めたときは、その趣旨を尊重し、事業審査を実施しなければならない。
- 3 審査人は、学識経験者、議長の推薦による議会の議員及び市民から公募等した者のうちから、事業審査の実施の都度、市長が委嘱する。
- 4 事業審査は、公開の場で実施するものとする。
- 5 事務事業を実施している市長その他の執行機関は、事業審査に必要な資料を作成し、審査人に説明するとともに、市民に公表しなければならない。

### (事業審査の結果の公表と活用)

第4条 市長は、事業審査を実施した場合、速やかに結果をとりまとめ、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

2 市長は、事業審査の結果を施策の見直し等に活用するとともに、その反映状況を公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、本市の事務執行の透明性と有効性の確保を図るとともに、市政に民意を反映するため、事業審査の実施について必要な事項を定める必要があるによる。



## 議会審議活性化促進条例

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市議会基本条例（平成22年名古屋市条例第14号）第8条第1項の規定に基づき、予算編成過程等において、議会が市長等に提供を求める資料の範囲を定めることにより、議会審議の活性化を促進することを目的とする。

(市長等に提供を求める資料の範囲)

第2条 市長等が予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は市政に係る重要な政策等を提案しようとするときに、議会が市長等に提供を求める資料の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 政策の根拠と経緯
- (2) 財源措置と将来にわたるコスト計算
- (3) 市民生活への影響
- (4) 市民意見のヒアリング等の実施の有無と内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 他の地方公共団体の政策との比較検討
- (7) その他市長等が説明を必要と考える事項に関する資料

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、議会審議の活性化を促進するため、予算編成過程等において、議会が提供を求める資料の範囲を定める必要があるによる。



## 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の予算が市民生活に与える影響が多大であることに鑑み、予算の編成過程における情報を広く公開することにより、予算編成の透明性を高め、市民の声をより予算に反映できるようにすることを目的とする。

### (公開の対象とする予算)

第2条 編成過程における情報を公開する予算は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計予算
- (2) 特別会計予算
- (3) 公営企業会計予算

2 前項に定める予算には、補正予算（軽微なものに限る。）を含まない。

### (公開する情報等)

第3条 市長は、前条第1項第1号及び第2号に定める予算について、各局からの予算要求の内容並びに財政局及び市長による査定の内容に関する情報を公開するものとする。

2 前項に定める情報の公開は、各局からの予算要求後並びに財政局及び市長による査定後、できるだけ速やかに行うものとする。

3 情報の公開に当たっては、市民にできるだけわかりやすい内容とするほか、重点的な取組事項については、事業や施策の内容等に関して詳細な説明を加えるものとする。

4 前条第1項第3号の予算については、同項第1号及び第2号に定める予算に関する情報の公開に準じて、公営企業管理者が公開するものとする。

### (公開の方法)

第4条 前条第1項及び第4項に定める情報の公開は、本市のウェブサイト等を用いて行うものとする。

### (市民意見の予算への反映)

第5条 市長は、第2条第1項第1号及び第2号に定める予算に関する各局からの予算要求内容に対して、広く市民意見の募集に努めるものとする。

2 市民から提出された意見は、予算の編成に当たって活用するものとする。

3 市民から提出された意見の予算への反映等の本市の考え方については、予算案を公表する際にあわせて公表するものとする。

4 第2条第1項第3号の予算に関する市民意見の反映については、前3項の規定に準じて、公営企業管理者が行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年度予算から適用する。

(理 由)

この案を提出したのは、予算の編成過程における情報を広く公開することにより、予算編成の透明性を高め、市民の声をより予算に反映できるようにする必要があるによる。



名古屋市議会の議員の議員報酬の額を市民参加・市民公開で検討  
し定める条例

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市議会の議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）に関して、民意を反映した適正な額に定めることによって、議員が、名古屋市議会基本条例（平成22年名古屋市条例第14号。以下「議会基本条例」という。）の定める議員の活動原則を踏まえた、真に市民の代表としてふさわしく活動することを保障することを目的とする。

(報酬調査検討会)

第2条 議会は、議員報酬の額に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会基本条例第16条第1項の規定による民意を聴取するため、名古屋市議会議員報酬調査検討会（以下「検討会」という。）を設置し、定めるべき議員報酬の額について、必要な調査をさせるものとする。

(検討会の構成及び選出)

第3条 検討会は、議会基本条例第16条第3項に規定する考慮に必要な知見を有する学識経験者（以下「学識委員」という。）及び公募により選出される名古屋市民（名古屋市議会議員を除く選挙人名簿登録者に限る。以下「公募委員」という。）からなる委員10名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識委員及び公募委員は、議長が委嘱する。

(検討会の調査)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会が議会基本条例第16条第3項の趣旨を踏まえた客観的・多面的な調査を行えるよう、会務を総理する。

3 検討会は会長が招集し、委員の半数以上の出席により開催する。

4 検討会の会議は、公開するものとする。

(公募委員の役割)

第5条 公募委員は、検討会の調査に市民意識を反映させるため、客観的・多面的な調査をふまえて、調査に協力し、発言する。

(検討会の調査結果の取りまとめ及び報告)

第6条 会長は、議員報酬の額について、検討会の調査結果を取りまとめ、議会に報告する。

(検討会の報告の尊重)

第7条 議会は、検討会の報告を尊重し、議員報酬の額について、速やかに議員報酬の額に関する条例を制定し、又は改廃するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、議員報酬に関して、名古屋市会議員報酬調査検討会を設置して調査をさせ、民意を反映した適正な額とする必要があるによる。



## 名古屋市住宅リフォーム助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民が市内事業者によって自己の所有する住宅等の改良・改善工事（以下「住宅リフォーム」という。）を行った場合、市がその経費の一部を助成する等の支援策を行うことによって、市民の安心・安全で快適な住生活に資するとともに、市内中小事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済全体の活性化を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 この条例における助成等の対象となる住宅リフォームは、市内に住所を有する者が、市内に存する自己の所有する住宅等（個人の居住の用に供する家屋又は付属する施設とし、集合住宅にあつては専有部分に限る。）を改良・改善するもので、その工事が市内事業者（市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。）によって実施されたものとする。

2 前項に掲げる住宅リフォームは、次の各号に掲げる工事のうち規則で定めるものとする。ただし、市が実施する他の助成制度をあわせて利用する場合は、その助成対象となる工事部分を除くものとする。

- (1) 屋根のふきかえ、外壁の改修、ベランダの改修、玄関フードの設置及び補修等の工事
- (2) 壁紙、天井、ふすまの張り替え、カーペット、フローリング、畳の交換等の工事
- (3) バリアフリー対応型住宅改修工事、環境配慮型の改良・改善工事、耐震、防犯等の工事
- (4) その他市民の住生活向上に資する改良・改善工事

### (市の助成)

第3条 市は、住宅リフォームの促進を図るため、住宅リフォームに要した経費の一部を助成する等必要な支援策を行うものとする。

2 市は、前項に定める助成等を実施するときは、市内中小事業者の受注機会拡大に資するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市民の安心・安全で快適な住生活に資するとともに、市内中小事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済全体の活性化を図るため、住宅リフォームに要した経費の一部を助成する等必要な支援策を行う必要があるによる。